

NPO 法人オアシス HOKKAIDO
中尾 信哉 様

札幌市長 秋元 克広



市民への説明の要請について

貴法人は、令和 2 年 3 月 25 日付で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定の全部効力停止 6 か月という行政処分を受けたことに伴い、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 41 条に基づく報告徴収を受けることとなりましたが、令和 2 年 5 月 8 日付で徴収いたしました当該行政処分に関する報告（以下「初回報告」という。）の内容を精査したところ、報告を求めた事項に対する回答が不足している部分があるなど適切に報告がなされているとは言えず、また、法及び貴法人の定款に違反している疑いが認められましたため、あらためて法第 41 条に基づく報告徴収を受けることとなりました。

つきましては、下記のとおり市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について、札幌市まで書面により報告するよう要請いたします。

市民への説明は、特定非営利活動法人自らが積極的に情報を公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの特定非営利活動促進法の主旨に鑑みて実施するものです。そのため、この要請及び札幌市に提出された文書は、市民間の情報共有及び所轄庁における手続きの透明性の確保の観点から、本市ホームページ上に掲載することを申し添えます。なお、期限を過ぎて報告がなかった場合にもその旨を掲載し公表いたします。

記

1 説明要請の対象となる事案

貴法人が受けた令和 2 年 月 日付の法第 41 条第 1 項に基づく報告徴収について

2 説明を要請する内容

- (1) 所轄庁から報告を求められた事実とその内容
- (2) 所轄庁に対して行った報告の内容

※ 本要請は市民に対して行うものであり、法第 41 条に基づく報告は別途所轄庁に行う必要があります。

3 説明の実施方法

市民への説明は、特定非営利活動法人が自主的に実施されるべきものですので、実施方法は貴法人にお任せいたします。参考例として以下に実施方法を記載いたしますが、本市に送付いただく説明内容を記載した書面を、本市のホームページに掲載することで代替することも可能です。

<方法例>

- ・貴法人の事務所に、誰でも閲覧できる状態で説明文書を備えおく。
- ・貴法人が運営するホームページに説明文書を掲載する。
- ・適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（実施の内容をあらかじめ周知しておくことが望ましいと考えられます）。

4 説明実施の期限

令和 2 年 6 月 26 日(金)まで

5 本市への書面報告期限

令和 2 年 6 月 30 日(火)まで（必着）

3 報告の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市市民文化局市民活動促進担当課 NPO 法人担当係

（担当：石橋・土田、TEL：011-211-2964 FAX 011-218-5156）